

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		認定特定非営利活動法人の認定
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行条例、施行細則
条 項		法第45条 条例第9条 細則第18条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】特定非営利活動促進法 第44条 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。 (略) 3 前項第1号の「実績判定期間」とは、第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。 第45条 所轄庁は、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (略) 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第1号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。 第47条 第45条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第44条第1項の認定を受けることができない。 (略)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場 合はその理由)	6ヶ月
	設定等年月日	平成28年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
	備 考	